

新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について

令和2年7月1日
原子力規制庁

原子力規制委員会において実施してきた新型コロナウイルス感染症対策に係る主な現在の対応については、令和2年度第7回原子力規制委員会(令和2年5月28日)議題8で報告した対応のうち、原子力規制庁の勤務体制に係る対応を変更する。

なお、第12回原子力規制委員会(令和2年6月24日)で報告した対応の変更(対面による会合等の再開)と以下の変更を除き、7月1日以降も上記議題8で報告した対応を当面継続する。

【これまでの対応】

- 原子力規制庁本庁及び人材育成センターの職員
原則在宅勤務とする取組を終了するが、出勤者数の5割削減を目指す。
- 原子力規制事務所の職員
全ての事務所で2班体制を維持し、両班職員内の接触をできるだけ避ける。

【今後の対応】

- 原子力規制庁本庁及び人材育成センターの職員
職員の5割を目安にテレワークや時差出勤(公共交通機関による8時から10時の出勤を避ける)等を目指す。
- 原子力規制事務所の職員
通常の勤務体制に戻す。